

次期川越市環境基本計画及び次期川越市緑の基本計画 策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

平成 28 年度に策定した「第三次川越市環境基本計画」及び、同年に改定した「川越市緑の基本計画（平成 28 年度 3 月改定版）」を見直し、次期川越市環境基本計画及び次期川越市緑の基本計画を策定する。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名
次期川越市環境基本計画及び次期川越市緑の基本計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容
別紙、仕様書のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日 から 令和 7 年 3 月 21 日（金）まで
- (4) 事業費限度額
8,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※本業務の契約締結に係る上限額であり、見積額についてはこの範囲で別途算定する。

3 担当課

川越市 環境部 環境政策課
（担当：原、内田）
所在地 〒350-8601 川越市元町 1-3-1
電 話 049-224-8811（内線 2612） 049-224-5866（直通）
メールアドレス kankyoseisaku☆city.kawagoe.lg.jp
※メール送信の際は、☆を@に変換してください。
ホームページ URL <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく令和 5・6 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公告日から契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 平成 26 年度以降に完了した、本業務と同種の業務において業務実績がある者であること。同種の業務については、地方公共団体における環境基本計画の策定又は改定業務の実績を必須とし、都市緑地法に基づく緑の基本計画の策定又は改定業務の実績がある場合は別途加点要件とする。なお、下請け業務は含まないものとする。

5 業者選考のスケジュール

(1) スケジュール (予定)

内 容	期 間
公募開始	令和 6 年 5 月 13 日 (月) ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布は環境政策課にて同日より開始します (土日祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで)。
参加申込	令和 6 年 5 月 13 日 (月) ~ 5 月 27 日 (月) 午後 4 時まで ※メール送信後、環境政策課に送信確認の電話をしてください。 ※参加資格の確認後、令和 6 年 5 月 29 日 (水) までに確認結果を電子メールで通知します。
質問の受付	令和 6 年 5 月 13 日 (月) ~ 5 月 20 日 (月) 正午まで ※メール送信後、環境政策課に送信確認の電話をしてください。 ※質問への回答は、令和 6 年 5 月 23 日 (木) までに市ホームページにて公開します。
企画提案書等の提出	令和 6 年 5 月 29 日 (水) ~ 6 月 11 日 (火) 各日の午前 9 時から午後 4 時まで (郵送の場合は必着) ※企画提案書は書類提出のほか、電子データの提出が必要です。
プレゼンテーション 審査の実施	令和 6 年 6 月 25 日 (火) (予定)
審査結果の通知	令和 6 年 7 月上旬
契約締結	令和 6 年 7 月上旬

6 参加申込

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「公募型プロポーザル参加申込書 (様式 1)」 (以下、「様式 1」) 及び「業務経歴書 (様式 2)」 (以下、「様式 2」) を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 13 日 (月) から 5 月 27 日 (月) 午後 4 時まで (郵送の場合は必着)

(2) 提出方法

「様式 1」及び「様式 2」に必要事項を記入し、持参又は郵送で環境政策課へ提出してください。

(3) 参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和 6 年 5 月 29 日 (水) までに参加資格の確認結果について、電子メールで通知します。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票 (様式 3)」 (以下、「様式 3」) を提出してください。

(1) 受付期間

令和 6 年 5 月 13 日 (月) から 5 月 20 日 (月) 正午 まで

(2) 提出方法

「様式 3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して環境政策課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問 (事業者名)」としてください。メール送信後、環境政策課に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問 (電話での問い合わせ等) については回答いたしません。

(3) 回答

質問の回答は、令和 6 年 5 月 23 日 (木) までに、市ホームページで公開します。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を持参又は郵送により提出してください。なお、提案者1者につき1つの企画提案の提出に限ります。

(1) 提出期間

令和6年5月29日（水）から6月11日（火）までの午前9時から午後4時まで（郵送の場合は6月11日（火）必着）

なお、事故等による未着について本市では責任は負いません。

また、電子メール、FAXでの提出及び受付期間を過ぎて提出された場合は一切受け付けません。

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。日本工業規格によるA4判（様式10はA3判可）の規格によることとします。様式4～6は代表者印が必要です。様式7～10は、順に並べて左綴じしてください。

様式4～6は、各1部作成してください。様式7～10は、作成した事業者名を特定できないようにし、綴じたものを10部作成してください。

提出書類	提出部数	備 考
公募型プロポーザル届出書（様式4）	1部	代表者印が必要
誓約書（様式5）	1部	代表者印が必要
見積書（様式6）	1部	代表者印が必要
企画提案書（様式7）	左綴じした物を10部	A4用紙5枚まで
実施体制調書（様式8）		
配置予定者調書（様式9）		
業務工程表（様式10）		A4又はA3用紙で1枚

※様式7～10までを様式7から順に並べ、左綴じしてください。

※様式7～10は、作成した事業者名を特定できないようにしてください。

※提出書類はすべて片面印刷してください。

9 選考方法

選考は、プレゼンテーション審査及び質疑応答によって行います。なお企画提案書の提出者が4者を超えた場合については、企画提案書等を審査し（以下、書類審査）、上位4者をプレゼンテーション審査の対象とします。書類審査を行った場合、令和6年6月18日（火）までに審査結果を電子メールで通知します。

プレゼンテーション審査の出席者は3名以内とします。プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑応答は10分程度とする予定です。

プレゼンテーション審査の実施は、令和6年6月25日（火）を予定しておりますが、時間等詳細は令和6年6月18日（火）までに電子メールで通知します。

(1) 評価

次の評価項目について審査委員会で審査します。プレゼンテーション時は次の評価項目の順（ア～ウは省略可）に説明してください。評価の合計点が最高得点の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。最高得点が同点の場合は、審査委員会が決定します。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の契約予定事業者と契約を取り交わします。

【評価項目】

- ア 過去の業務の受託実績（10点）
- イ 業務の実施体制（15点）
- ウ 見積金額の評価（5点）
- エ 政策等に関する提案（70点）
 - ・スケジュールの適正
 - ・現状把握についての提案
 - ・アンケートについての提案
 - ・将来ビジョンに関する提案
 - ・目標達成のための施策の提案（市民・事業者・行政の視点）
 - ・環境教育等行動計画についての提案
 - ・生物多様性地域戦略についての提案
 - ・指標の設定及び進捗管理についての提案
 - ・独自の提案、その他
 - ・環境に関する知識度（※）
 - ・提案のわかりやすさ（※）

※環境に関する知識度、提案のわかりやすさは、プレゼンテーション全体を通して判断

(2) 選考結果

選考結果は、令和6年7月上旬に電子メールで通知します。

(3) その他

プレゼンテーション審査にパソコン等を使用する場合は環境政策課に事前に連絡の上相談するものとし、必要機器については各参加事業者にて用意してください。なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意します（プロジェクターの仕様：H28 EPSON + HDMI ケーブルのみ）。

また、プレゼンテーション審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語の表示等）はしないでください。

なお、審査委員会での選考は非公開とします。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10 結果の公表

選考結果については、ホームページで公表する予定です。

11 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度を超えている場合
- (5) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。

